高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更の方針（案）について

令和２年４月９日
農林水産省
消費・安全局

家畜伝染病予防法の一部改正を踏まえ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針について、以下の事項を中心とした変更を検討することとしたい。

１　家畜の所有者に対し、まん延防止措置として、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ずに緊急で勧告・命令することを追加

２　関連事業者の責務（国及び地方公共団体が実施する家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための施策への協力）を追加

３　発生農場の防疫措置として、ねずみの対策等を行うことを追加

（以上）